

# 第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### (1) 社会状況の変化と課題

近年の利便性の向上、情報化、労働形態の変化は、私たちに便利で快適な生活をもたらす反面、運動不足やストレスの増加により、人々の心身の健康に負の影響をもたらすことが指摘されています。また、急速な少子高齢化の進展により、日本の社会情勢は著しく変化しています。

例えば、少子化に伴い、日常的に子ども同士で遊ぶ機会が減少し、休日、放課後等に外遊びをしない子どもが増加しました。また、学校の運動部活動では、部員数の減少に伴う休・廃部が増え、子どもたちのスポーツの機会及び場が減少しています。

高齢化については、平均寿命が延びる一方で、要支援・要介護認定者数や介護サービス利用者も増加しており、今後は、健康寿命の延伸に向けた取組みが求められています。

さらに、社会の活力を維持、増進するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無によらず、誰もが活躍できる共生社会の実現が求められています。

わが国では、これまで昭和36年（1961年）に制定された「スポーツ振興法」に基づき、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活を形成するために、スポーツの振興を行ってきました。しかし、社会の状況が大きく変わる中、スポーツに求められる役割・期待も変化してきています。



## (2) 国の動向

平成 31 年（2019 年）ラグビーワールドカップ、平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会、平成 33 年（2021 年）関西ワールドマスターズゲームズと 3 年連続で世界的なスポーツイベントが開催される「ゴールデン・スポーツ・イヤーズ」を目前に控え、国では、多様な観点から、スポーツ政策を強力に推進しています。

平成 23 年（2011 年）には、スポーツ振興法を半世紀ぶりに全面改訂し、新たに「スポーツ基本法」が成立、翌年の平成 24 年（2012 年）には、「スポーツ基本計画」が策定されました。そこでは、「スポーツ権」の確立、スポーツの多面的な役割、スポーツの内在的な価値がうたわれた他、障がい者スポーツが明文化されました。

また、平成 27 年（2015 年）にはスポーツ立国の実現を使命としたスポーツ庁が創設され、翌年の平成 28 年（2016 年）には、スポーツ庁と経済産業省が共同で「スポーツ未来開拓会議」を立ち上げ、スポーツ市場規模を 2025 年までに 15 兆円（現状の約 3 倍）に拡大するための戦略が策定されました。スポーツは、国レベルの成長産業としても大きく期待されています。

平成 29 年（2017 年）には、直近の現状と課題を踏まえて、「第 2 期スポーツ基本計画」が策定され、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創る、という 4 つの観点から、人々がスポーツの力で人生を楽しく健康で生き生きとしたものとし、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」の実現を目指しています。

昭和 36 年（1961 年）に制定された「スポーツ振興法」から半世紀を経て、我が国のスポーツは、まさに今、新しい時代の入口に立っています。



### (3) 県の動向

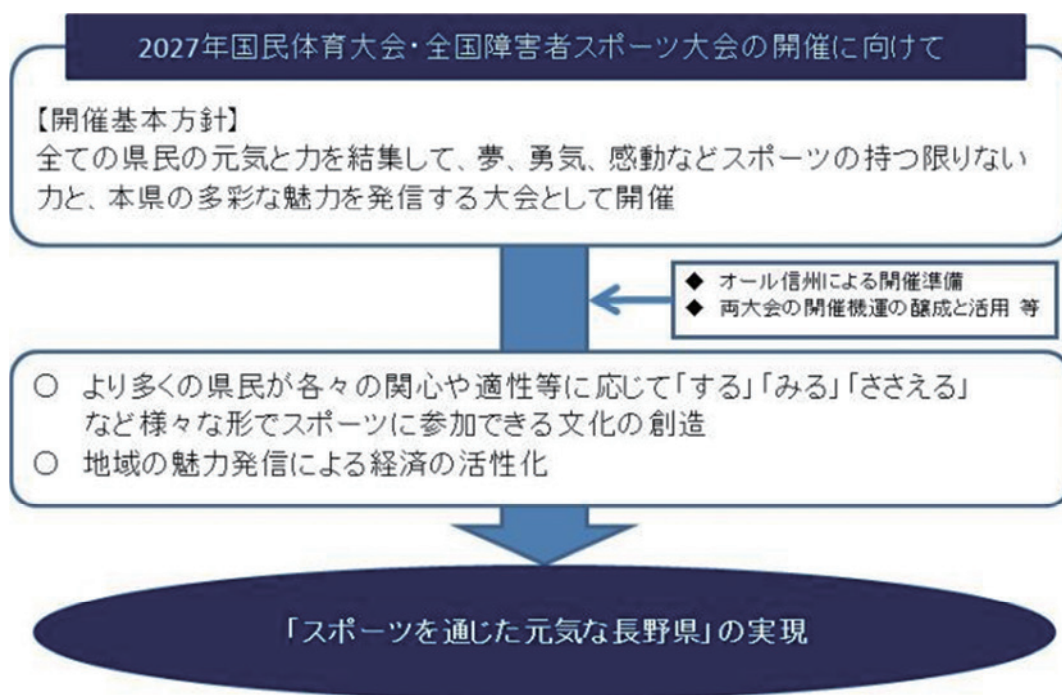
長野県では、平成 25 年（2013 年）に「長野県スポーツ推進計画」を策定し、県民一人ひとりがその自発性のもとに、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、各々の関心や適性に応じて日常的にスポーツに親しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる環境を整えるべく、様々な施策に取り組んできました。

長野県では、子どもの体力・運動能力や県民のスポーツ実施率は上昇傾向にある一方で、運動をする子としない子の二極化や、ライフスタイル・価値観の多様化を背景とした若年世代のスポーツ活動参加の低迷の他、少子化の進展による運動部活動のあり方も新たな課題と捉えています。

2027 年には第 82 回国民体育大会（冬季大会及び本大会）と第 27 回全国障害者スポーツ大会が長野県で開催される見込みです。49 年ぶりとなる両大会の開催は、全ての県民がスポーツに親しむ契機となるのみならず、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるとともに、県が目指す健康長寿世界一に向けた健康増進や、県の魅力を全国へ発信することによる観光や経済活動への波及効果も期待できるものです。

こうした中、新たに県は、10 年後の目指す姿と今後 5 年間に取り組むべき施策を明らかにした「第 2 次スポーツ推進計画」を平成 30 年（2018 年）に策定しました。この計画は国の第 2 期スポーツ基本計画を踏まえ、長野県の今後のスポーツ振興のために必要な具体的施策を定めたものです。

図表 長野県における国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けて



※ 第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会…平成 29 年（2017 年）7 月開催の公益財団法人日本体育協会（現日本スポーツ協会）理事会において、長野県での開催が内々定となっています。

#### (4) 東御市の動向

スポーツを取り巻く状況は大きく変わり、スポーツの価値や社会的役割の重要性が高まる中、市民のスポーツ活動の現状を把握し、新たな課題に対応するため、平成 31 年度（2019 年度）から 5 年計画となる「東御市スポーツ推進計画」を策定します。

本市では、スポーツ振興を教育政策として行ってきましたが、平成 30 年度（2018 年度）からは市長部局へ事務移管し、今後、本市の魅力を活かしたスポーツ振興施策を全市的な視点で総合的かつ計画的に進めていきます。

本市では、これまで「みんなの健康×スポーツ実行委員会」を中心とした障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツの普及・振興が図られ、平成 27 年（2015 年）にはユニバーサルスポーツクラブの設立がされました。また、市民の健康増進、運動・スポーツの習慣化に向けた全市的な取組みとして、平成 26 年（2014 年）からはチャレンジデーに参加をしております。

その他、モルドバ共和国の「ホストタウン」として、スポーツを通じた国際交流の推進や湯の丸高原における高地トレーニング環境を活かしたスポーツツーリズムの取組みが始まっており、今後、心身の健全育成や体力向上の他、地域における一体感の醸成、地域の活性化など、スポーツの持つ多様な力を活かしたスポーツ振興、さらにはスポーツによるまちづくりを推進していきます。

図表 本市の主な動向

H25	みんなの健康×スポーツ実行委員会発足
H26	高地トレーニング施設誘致が重点施策となる チャレンジデー初参加
H27	ユニバーサルスポーツクラブ設立
H29	スポーツに関する事務の市長部局への移管検討 モルドバ共和国のホストタウンとしての登録認定 第 20 回高所トレーニング国際シンポジウム 2017 in tomi 開催 湯の丸高原スポーツ交流施設（全天候型 400mトラック、湯の丸高原荘等）竣工
H30	スポーツに関する事務が市長部局へ移管し、「文化・スポーツ振興室」新設 湯の丸高原スポーツ交流施設（屋内運動施設）起工 湯の丸高原スポーツ交流施設合宿受入 モルドバ共和国オリンピック委員会と事前合宿、市民交流事業等に関する「覚書」締結 東御市スポーツ推進審議会設置 「東御市と佐久長聖中学・高等学校とのスポーツ振興に関する協定書」締結 東御市スポーツ推進計画策定

## 2 計画策定の趣旨と目的

近年、市民のライフスタイルの多様化により、スポーツに対するニーズも多様化するとともに、期待も高まりをみせています。こういった中、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しみ、又は支える活動に参画できることは、幸福な生活を営むうえで重要な意義を持っています。

スポーツは、子ども・青少年の心身の健全育成や体力向上の他、他者を尊重し協働する姿勢、公正さと規律を尊ぶ態度や自制心を培う人格形成にも資するものです。その上、健康で活力に満ちた社会の実現には欠くことのできないものであり、人と人、地域と地域の交流を活発化や地域の一体感と活力の醸成、地域への愛着を生み出すものです。

さらに、トップアスリートが競技に挑む姿は、多くの人々に夢や感動、誇りや喜びをもたらし、地域に元気を生み出すとともに、地域における選手育成、スポーツ競技力の向上にも大きな影響を与えます。その他、スポーツの振興は産業の広がり、雇用の創出等による地域経済の発展にも寄与するものです。

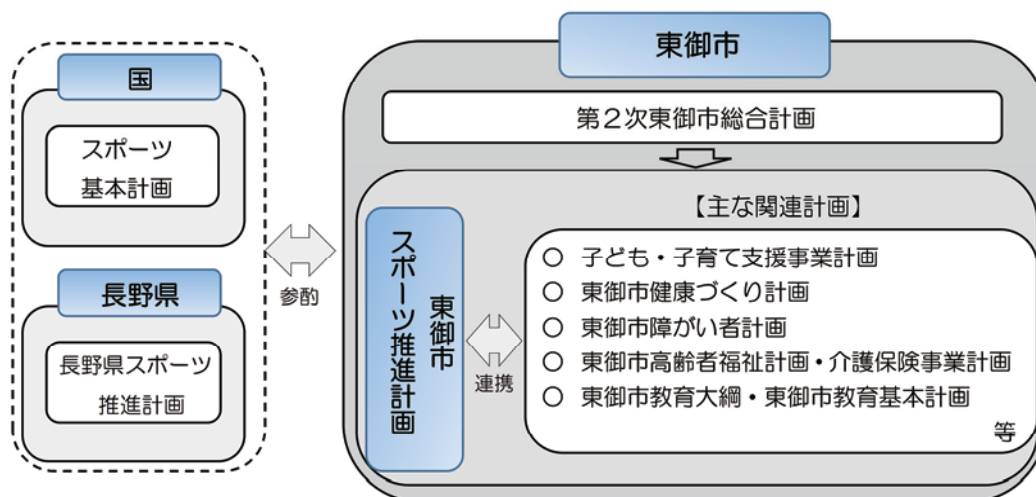
以上のようなスポーツが持つ限りない力を最大限に活かして地域の活性化を図るため、本市の10年後の目指す姿を描き、今後5年間に取組むべきスポーツ振興施策を示した「東御市スポーツ推進計画」を策定します。

## 3 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条の『地方スポーツ推進計画』と位置づけ、国の『スポーツ基本計画』や長野県の『スポーツ推進計画』を尊重しつつ、『第2次東御市総合計画・後期基本計画』を上位計画とし、『子ども・子育て支援事業計画』、『東御市健康づくり計画』、『東御市障がい者計画』等との整合を図り、本市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を示すものです。

なお、本市が目指すスポーツ施策の方向性について、庁内の関連部署の連携を密に検討を行い、市民や関係団体等が共通認識を持ち、本計画の基本理念の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組んでいくために必要な行動計画を下位計画として定めていくこととします。

図表 本計画の位置付け



## 4 計画の期間

10年後の「目指す姿」を見据えた前半5年間の計画とし、本計画の期間を平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

なお、本計画は施策の進捗状況や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

## 5 計画における「スポーツ」の範囲

本計画における「スポーツ」は、スポーツをより多くの市民が身近に感じられるよう、スポーツの概念を広く捉えています。

勝敗や記録を競い、それを目的とした「競技スポーツ」に加えて、クラブや友人同士で行う野球やサッカー、余暇活動として行われるトレッキング、ウィンタースポーツ等の「スポーツ」、子どもの運動遊びや、ジョギング、ウォーキング、ヨガ等の健康づくりのための「運動」も包含しています。

なお、本計画の「スポーツ」の範囲外ではありますが、「身体活動」も健康づくりや介護予防の観点から非常に重要なものです。

図表 本計画における「スポーツ」の範囲

